

社会福祉法人福栄会 評議員、役員等の報酬及び
費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福栄会（以下「当法人」という。）の定款第5条、定款第6条第2項及び定款第15条に基づく評議員、評議員選任・解任委員、役員（以下「役員等」という。）の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、該当各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは定款第15条による理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、前号の役員のうち当法人を主たる勤務場所とする者をいう。当法人には報酬の対象となる者はいない。
- (3) 非常勤役員とは、第1号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは定款第6条第2項による者をいう。
- (6) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として報酬を支給するものとする。ただし、当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては支給しない。

2 勤続期間が10年を超える役員および評議員に対し退任時に慰労金を支給する。ただし、当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては支給しない。

(役員等の報酬の総額)

第4条 定款第21条の理事及び監事に対する報酬等の総額は次のとおりとする。

- (1) 理事の報酬の総額（限度額）年460万円
- (2) 監事の報酬の総額（限度額）年 40万円

(報酬等の額)

第5条 非常勤役員等の報酬の額は別表1に定める額とする。

- 2 評議員の報酬の額は別表2に定める額とする。
- 3 評議員選任・解任委員の報酬の額は別表3に定める額とする。
- 4 慰労金の額は別表4に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬は、日額で支給する者は理事会、監査、評議員会又は評議員選任・解任委員会等への出席など業務にあたった都度支給し、月額により支給する者は職員給与の支給日に支給する。また、慰労金は、本人が理事会または評議員会に出席したときに支給する。

2 報酬は現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(費用弁償)

第7条 役員等が出張する場合は、別表5に定める基準に基づき旅費を支給する。

2 特別の事情により前項の規定により難しいときは、その事情を考慮し増額又は減額することができる。

3 役員等が職務の遂行にあたり旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

4 本条第1項及び第3項の費用は、当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては支給しない。

(補足)

第8条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、平成31年2月1日から施行する。(平成30年度第3回評議員会決議)

2. この規程の施行に伴い、役員等の報酬、費用弁償及び旅費に関する規程(平成元年4月1日施行)は廃止する。

別表1 非常勤役員の報酬の額

区分	報酬金額	年間総額（合計）
理事長	勤務日数が週1日当たり （月額）100,000円 ※理事会、評議員会又は評議員選任・解任委員会に出席時の報酬は不支給	3,600,000円
理事	理事会等会議へ出席する場合 （日額・1人当たり）10,000円	1,000,000円
	上記の他、法人業務のために出勤する場合 （日額・1人当たり）10,000円	
監事	理事会等会議へ出席する場合 （日額・1人当たり）10,000円	400,000円
	監事監査へ出席する場合 （日額・1人当たり）20,000円	
	上記の他、法人業務のために出勤する場合 （日額・1人当たり）10,000円	

別表2 評議員の報酬の額

区分	日額（1人当たり）
評議員会等会議へ出席する場合	10,000円
上記の他、法人業務のために出勤する場合	10,000円

別表3 評議員選任・解任委員の報酬の額

区分	日額（1人当たり）
評議員選任・解任委員会へ出席する場合	10,000円

別表4 慰労金の額

一人当たり	30,000円
-------	---------

別表5 役員等の費用弁償の基準

(1) 旅費

鉄道運賃等	日当	宿泊料	その他
(1) 普通旅客運賃 (2) 片道100km以上 特急料金 指定席	1日 3,000円	(1) 指定した宿泊施設 に宿泊する場合は その実費 (2) その他については 1泊につき16,000 円	船、バス、タクシー を利用する場合はそ の実費

(2) その他の費用

実費を支給する。